

いなべ市監査委員告示 第 1 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定に基づき、令和3年度北勢町治田財産区定期監査の結果報告を次のように公表する。

令和3年10月20日

いなべ市監査委員 二宮 敏夫

いなべ市監査委員 伊藤 智子

令和 3 年 度

北勢町治田財産区
定期監査結果報告書

いなべ市監査委員

い監査第 86 号
令和3年10月22日

北勢町治田財産区管理者
いなべ市長 日沖 靖 様

いなべ市監査委員 二宮 敏夫
いなべ市監査委員 伊藤 智子

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和3年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり報告する。

目 次

1	監査実施年月日及び実施場所	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の方法	1
5	監査の主眼	1
6	監査の結果	2

1 監査実施年月日及び実施場所

令和3年9月29日（水）

監査委員事務局

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査。

3 監査の対象

令和3年度の予算に係る財務及び事務事業等を対象とした監査を行った。

4 監査の方法

令和3年度の定期監査は所管事務・事務事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、特命監及び担当職員から配置職員の状況、予算の執行状況、事務事業の管理、運営、契約の関係諸帳簿、証書類などの説明を受ける方法で監査を実施した。

5 監査の主眼

予算の執行が的確に効率的に行われ、かつ、事務事業は予算の目的に基づいて行われたか。法令等に従って適正に行われているか。行政全般の運営、住民福祉の増進に最小経費で最大効果をあげるため、組織・運営の合理化が図られ、正確性・有効性が生かされているかなどを主眼とした。

(1) 予算の執行状況については、収入の処理が適正か、支出は経済的、効果的に行われているか。違法・不当な会計処理はないか。

(2) 財産の管理状況については、その取得、管理及び処分が適正に行われ、かつ、効率的に運用されているか。

(3) 物品の管理状況については、その購入、維持管理が適正に行われ、かつ、効率的に活用されているか。

(4) その他事務事業の執行状況については、計画的、効率的に行われ、目的の成果をおさめているか。

6 監査の結果

治田財産区会計の予算の執行、経理事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査をしたが、おおむね良好に事務処理が行われていると認められた。特命監は面談により職務状況を把握し、休暇取得の確認、業務の見直し、仕事量の配分等を検討され人員においても調整できるよう図られたい。

監査時に気付いた事務処理上の簡易な事項については、その都度口頭で指摘し、改善を必要とする事項等については特に述べることはない。

今後も安定した財政運営を期待する。

治田財産区の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

職員数 治田財産区特命監(市民部次長兼務)を含め3名

非常勤2名

治田財産区内の財産の保全・管理及び治田財産区議会の議会運営の業務等を行っている。

以上